

これからの在宅医療と地域連携

第5回

医療法人ナカノ会 理事長
ナカノ在宅医療クリニック 院長

中野 一司
Kazushi Nakano



今回の同時改正に伴う、
今後の医療体制の方向性

今回の診療報酬、介護報

酬の同時改定に伴う、在宅
療養支援診療所の創設や、

療養型病床群の介護施設への
移行措置で、今後の医療シス

テムの方向性がはつきりと見
えてきた。慢性期疾患を持つ

多くの高齢者は、在宅または
介護施設に居住（入所ではな

く、生活のための住居と考え
る）することになり、生活の

場は地域となるだろう。そこ
には、”生活を支える医療”で
ある在宅医療が導入される。

したがって、在宅医療が貢献
する割合が増える分だけ病院
医療は少なくなり、病院は

急性期に特化することになろ
う（病院医療を補完する在
宅医療から、在宅医療を補
完する病院医療へのパラダイム
シフト）。

今回の改正で見えてきた今
後の医療について、患者（地
域住民）を中心に描いてみた
(図参照)。慢性期疾患の患
者を生活面から支えるのはホ
ームヘルパー。医療面から支え

るのは在宅療養支援診療所で
ある。そのパートナーは、地
域の訪問看護ステーションだ。

在宅医療を支える基幹職種
（ホームヘルパー）

在宅患者の療養生活を直
接支えるマンパワーは主に家族

必需で、在宅療養支援診療
所の要件にも挙げられている。
（介護者）だが、その生活を「ア
ロ」として支えるのはホームヘ
ルパーである。介護保険制度
創設から6年経った今日、介

護者なしでの在宅療養生活は
に重要な機関であり、これら
と連携することも要件に含ま
れる。また、慢性期疾患の患
者が治療を必要とする状態に
なった時（急変時）には、病
院医療が必要だ。急性期患
者の受け入れ病院が後方支援

病院で、地域の急性期病院が
この機能を担う。後方支援病
院を確保することも、在宅療
養支援診療所の要件の1つで
ある。

現在、グループホームや小
規模多機能施設への在宅医療
が適応されているが、今後は
特別養護老人ホームなどにも
在宅医療が展開していくと
考える（今回の改正では末期
癌患者に限り在宅医療の適応
が認められた）。

IT革命により、事務業務
などの社会費用が削減され
ば、人間が人間をケアする介
護の仕事はかなりの経験とス
キルを要する高度な仕事とし
て、花形産業になる可能性が
ある。介護保険制度の創設に
より、ホームヘルパーの仕事は、
無償であった女性の家事介護
労働へ金銭的評価がなされた
という意味で、歴史的意義を
持つ。ただ、意義の大きさに
反して、賃金は、労働の中味

るには在宅療養支援診療所で
ある。そのパートナーは、地
域の訪問看護ステーションだ。

（図参照)。慢性期疾患の患
者を生活面から支えるのはホ
ームヘルパー。医療面から支え

るのは在宅療養支援診療所で
ある。そのパートナーは、地
域の訪問看護ステーションだ。

（図参照)。慢性期疾患の患
者を生活面から支えるのはホ
ームヘルパー。医療面から支え

るのは在宅療養支援診療所で
ある。そのパートナーは、地
域の訪問看護ステーションだ。

これからの在宅医療と地域連携

の割には低すぎると、ホームヘルパーという仕事は、身体のケアのほか、心のケア、医療行為（家族の行うレベル）を要求される。将来的に、仕事に見合った給与は、従来事務経費や、医療に回っていた財源から移行していく（できる）と考えている。

在宅医療の要の職種 ー訪問看護師 （訪問看護ステーション）

患者の在宅療養生活を医療面から支える前線基地として、在宅療養支援診療所が創設されたが、その強力で不可欠なパートナーは、地域に散在する訪問看護ステーションである。地域の診療所が在宅医療に取り組むにつれて、在宅療養支援診療所は増えていくであろう。その時、在宅医療の先輩は、（先進的な）訪問看護ステーションである。

地域連携の要の職種 ーケアマネジャー （居宅介護支援事業所、 地域包括支援センター）

医療報酬も上がり、また地域のニーズもあるので、市医師会を挙げて本格的に在宅マネジャーであるが、行政から

医療に取り組みたい。しかし、やり方が分からぬ。何か妙案はないか」という質問を受けた。

そここの医師会立の訪問看護ステーションはかなり機能しているようであったが、医師会立するというスタンスが一番良い。

この場合、訪問看護ステーションが少々赤字でも良い労働環境（労働対価としてふさわしい給料と休み）を提供し、優秀な人材を集めることができることである。そして、優秀な訪問看護師は、一般医師に対する在宅医療の良い教師（パートナー）となると同時に、在宅主治医にとっては大いに力となる。

マネジャーはごく少数で、その教育すらもされていない。今後、医療面を含めた急性期のケアマネジメントもできる。しかし現在のところ、このような職務は、優秀な訪問看護師または在宅療養支援診療所の医師に期待する方が妥当かもしれない。

マネジャーは、責任は重く、仕事はきついため、ケアマネジャーとして機能しているのが実状）。また、癌末期患者などの急変時ににおけるケアマネジメントにマネジャーは、その教育すらもされていない。

マネジャーは、その教育すらもされていない。今後、医療面を含めた急性期のケアマネジメントもできる。しかし現在のところ、この

熱があり、熱の原因が特定できないといつた時は、どこへ搬送すればよいのか。

在宅療養中の患者の状態が急変した時は、病院医療が望ましい。しかし、入院させる際、受け入れ側の病院が疾患別であることと、空きベッドを確認してからの入院になることとに不満を抱く。

在宅医療の課題の1つに、重症在宅患者（ALSで人工呼吸器をされている方など）の教育が不十分なためと考えている。ホームヘルパーの医療行為規制緩和などとあわせ、いかに介護者に医学教育環境を整備していくかが、良質な在宅医療環境を構築するカギとなろう。

